

漁船検認

・漁船登録票の交付を受けた者は、その交付の日から5年を経過したときは、その登録をした漁船及び漁船登録票につき、青森県知事の「検認」を受けなければなりません。更に、その検認を受けた日から5年を経過したときも同様です。

・「検認」は、青森県の担当者が直接対象漁船に出向き、漁船と漁船登録票を確認します。

・検認を受けるためには、漁船登録票の裏面に記載されている次回検認届出期限までに以下により青森県知事へ届出する必要があります。

・検認を受けない場合には、漁船登録が失効したり、取消される場合があります。

- (1)届出書 NO.38
漁協で複数の漁船を取りまとめる場合には、これに代えてNO.39での届出も可能です。
- (2)手数料 別表(G)区分(K)相当分の県証紙を届出書に添付
- (3)添付書類 なし
但し、総トン数20トン以上の漁船については、届出書のほかに次の書類の提示が必要です。 船舶国籍証書、船舶検査証書、船舶件名書
- (4)提出部数 1部
- (5)届出経路

